金を確保するため一日八時間以上の労働をなさしめる事のないように特別の
措置を講ずること。

理由

労働力に対する支払である賃金は、労働力に対する支払であって、労働の成果に対するものではない。或る学者はこれを現代において労働者が自分の資金に相当するまでをなすに要する労働時間はおそらく二時間乃至四時間を超えることはないであろうと言っている。以上の理解は今日労働問題を口にする者の常識的結論である。しかるに現在労働者の過度な労働を強制し、多くの余剰価値を不当にてのひらに入れ利益をむさぼる資本家の如く勤務し少しも生産が低しいと云う感念に執着する者の多いのはこれに反対するものは職業変更、解雇等の手段を以て圧迫を加えるが故に他ならない。以上の如き現状は地区に失業者の救済と賃金の確保に大きな障害となる。